

「神奈川県耐震改修促進計画（改定素案）」に関する 提出意見及びこれに対する県の考え方

○意見募集期間 令和3年12月20日（月）から令和4年1月18日（火）

○意見募集の結果 意見件数16件（3名）

○意見内容の概要

意見の分類		延べ件数
(1)	計画改定の趣旨に関すること	0
(2)	計画の背景に関すること	2
(3)	耐震化を促進するための施策に関すること	5
(4)	計画の構成に関すること	3
(5)	その他	6
合 計		16

○県の考え方の概要

反映区分		延べ件数
A	計画に反映した（している）意見	9
B	計画に反映していないが、他の施策の中で取り組んでいる意見	0
C	今後の計画推進の中で参考にする意見	3
D	計画に反映できない意見	0
E	その他（質問、感想等）	4
合 計		16

番号	意見分類	ご意見（要旨）	反映区分	県の考え方
1	(5)	文字の大きさ、字体、行間が適度で読みやすい。	E	ご意見としていただきます。
2	(2)	4P 本文で熊本地震について、他の地震のように触れていないのに、被害状況のグラフが出てくるのは唐突感がある。	A	ご意見を踏まえ、本文の熊本地震についての記述を追加しました。
3	(4)	8P 公共建築物その他については、耐震化率の根拠となる棟数が示されているが、民間建築物の耐震化率の根拠となる棟数の表がない。明示してほしい。	A	ご意見を踏まえ、実務の参考に資するため、民間の多数の者が利用する建築物における根拠となる棟数を8ページに追加しました。
4	(5)	9P 耐震化の目標値について、他は%で表現しているのに、沿道建築物のみ5割と示している。%で統一すべきではないか。	E	沿道建築物の耐震化の目標は、本計画において初めて設定するものであり、その概数として5割と表記させていただきます。

番号	意見分類	ご意見（要旨）	反映区分	県の考え方
5	(3)	10P 公共建築物より5%も低い民間建築物に対する施策がなくてよいのか。	A	民間建築物に対する施策は、「第4章 建築物の耐震化を促進するための施策 1 住宅の耐震化の促進」及び「同章 2 耐震診断義務付け対象建築物等の耐震化の促進」に記載しています。
6	(4)	10P, 18-19P 安全対策の推進の(1)～(7)の順番について 敷地、建物、その他という分け方で、ブロック塀対策は最後とすべき。建物内部のエレベータと屋根瓦の間にあるのは違和感がある。又は、対策のもととなる地震の発生順であれば、窓ガラス・外壁落下対策の方がかなり古い。	A	ご意見を踏まえ、記載の順を修正しました。
7	(2)	さらに、ブロック塀の安全対策については、昭和53年に発生した宮城県沖地震の時の方が社会問題になっている。 また、屋根瓦の落下についても、阪神淡路大震災の時もかなりの被害が出ており、その後の東日本、熊本地震でもその度に被害が生じている。それらも説明すべきである。	E	ブロック塀等の記述については、国の基本方針の改定等を踏まえ記述しているものです。
8	(5)	22P 1981年6月1日以降に新築工事に着工した建築物には旧耐震基準で設計されているものもあり、安心はできない。	A	新耐震基準とは、1981年（昭和56年）6月1日に施工された建築基準法の耐震基準です。 また、法律の適用は建築工事の着工時点の法令によることとなっています。 なお、基準の説明として明確化するため、かっこ書きについて削除します。
9	(5)	22P、23Pと資料2 「要安全確認建築物」と「広域防災拠点となる建築物」とは同じものなのか。同じであれば表現を統一すべき。異なるのであれば、区別が良くわからない。	A	「広域防災拠点となる建築物」は、県の計画に記載された耐震診断が義務付けられた「要安全確認計画記載建築物」に含まれるものです。 「要安全確認計画記載建築物」の中には、この他に沿道建築物も含まれています。
10	(5)	資料2 広域防災拠点建築物についての耐震化率等についてどこにも触れていない。どのくらいになっているのか示すべき。すべての宿泊施設が対象ではないが、旅に出た生涯一度の宿泊先のホテル・旅館が広域防災拠点の建物であった場合、その耐震化はどのくらいの水準なのか気になる。	A	「広域防災拠点となる建築物」は、14ページ2(2)ア②の防災拠点建築物の略称を用いて記載しています。また、耐震化率等は、14ページの【要緊急大規模建築物の耐震化の状況】の表に記載しています。

番号	意見分類	ご意見（要旨）	反映区分	県の考え方
11	(4)	資料1の裏面にある沿道建築物の図解は、資料2裏面の表の下に示した方が分かりやすい。	A	資料2において、資料1の沿道建築物の図解を注釈により示します。
12	(5)	参考資料3 ブロック塀においても多くの市町村で補助要項を持っている。一般家屋に密接なブロック塀の耐震化は重要である。一覧表に追加すべきである。又は、（一社）神奈川県建築士会ホームページで県内市町村の補助一覧を公開している。参照先として紹介すべき。	A	ご意見を踏まえ、参考資料3 補助一覧にブロック塀の補助制度の状況を追加しました。
13	(3)	昨年の7月3日に熱海で起きた土砂災害では、改めて旅館ホテルの避難所としての役割が重要視されました。 つきましては、耐震改修計画において、大きな災害の要因となる地震への対応として、旅館ホテルの規模による見直しを行い、対象範囲を拡大し、より安全な施設としての役割を果たせるよう耐震化を推進できるよう補助していただきたいと考えます。	C	県では、建築物の耐震化について市町村に補助制度の創設や拡充を働きかけるとともに、補助制度を有する市町村に対して間接補助を行うなど、市町村と協調して耐震化を促進しています。 補助対象範囲の拡大については、地元の市町村の意見を聞きながら、今後の計画推進の中で参考とさせていただきます。
14	(3)	個人が所有する住宅は、被災者を減らすために支援することはよいと思う。	E	本計画の施策に基づき、引き続き取り組んでいきます。
15	(3)	事業者が所有する建物は、本来収益の中で改修すべきで、安易に税金で補助すべきではない。	C	住宅以外の建築物の補助制度については、耐震診断が義務付けられるものなどに限定的に行っているところです。
16	(3)	古い建物は、耐震工事を行うよりも除却して建て替えを進めたほうがいいのか。	C	耐震化率の向上には、耐震性を有しない建物の除却や建替えを行うことも有効であると考えられますので、今後、計画推進の中で参考とさせていただきます。